

# 資料 3

## こども誰でも通園制度について

令和7年8月21日  
子育て支援課

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため全国の自治体で令和8年度からスタートします。

### 1 制度概要

利用対象者	生後6カ月～満3歳未満で保育所等に通っていないこども (保護者の就労要件は問いません)
対象者の認定	居住する市町村による認定 ※利用者からの申請が必要
利用時間	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に利用
利用方法・予約方法	国の総合支援システムを活用
実施場所	保育所、小規模保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、認可外保育施設等

### 2 宮代町の事業概要

実施施設 宮代町立国納保育園（多目的保育室）

利用日時 月曜日から金曜日 午前及び午後各2時間（年末年始、祝日除く）

### 3 今後のスケジュール

※こども家庭庁が示す本格実施に向けたスケジュールに則り計画しています

- ◆令和7年度
  - ・総合支援システムの導入
  - ・条例案上程（設備と運営に関する基準及び確認基準）
  - ・施設環境整備に係る予算要求（9月・12月議会）
  - ・ホームページ等による制度の周知
  - ・児童福祉審議会での説明
- ◆令和8年度 本格実施